

管理組合の運営
に関すること



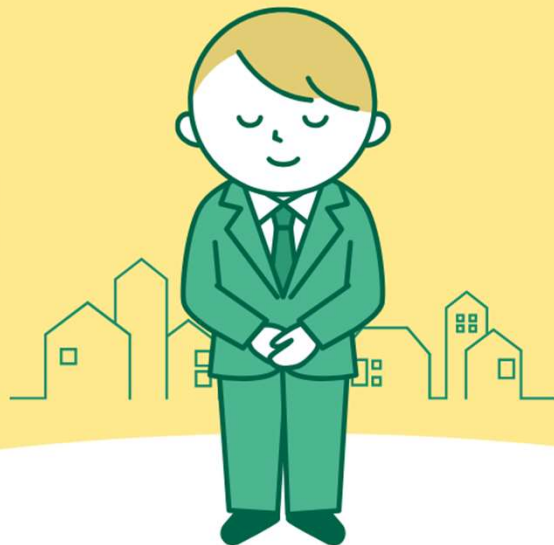
大規模修繕工事や
管理費・修繕積立金
について



管理計画認定制度
について



管理会社との契約
について



その他マンションの
管理に関すること



無料相談

予約制

隔月開催

マンション管理士による 無料相談がはじまりました！

対象者 // マンション管理組合の理事の方 マンションの区分所有者の方 など

マンション管理に関するお悩みや疑問について、専門資格を持つマンション管理士が
ご相談をお受けします。お気軽にご相談ください！

☎ 0263-34-3246

松本市 マンションの適正管理

検索



松本市建設部住宅課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 東庁舎別棟2階

※ 専門相談会場は市民相談室（本庁舎1階）です。
※ 松本市内の分譲マンションに関する相談が対象となります。